

インターンシップ等推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、福島県内の事業所におけるインターンシップ及び仕事体験の実施を推進し、県内外の大学生等が県内企業及び県内で働くことに対する理解促進を図ることを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、インターンシップ等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人をいう。

(2) 連合体

複数の中小企業等から構成される集団をいう。

(3) 大学生等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（同法第99条第1項に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。）、同法第115条第1項に規定する高等専門学校、同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程及びその他知事が認める学校に在籍する学生をいう。

(4) インターンシップ

「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（平成9年9月18日文部科学省・厚生労働省・経済産業省合意文書、令和4年6月13日最終改正）におけるタイプ3（汎用型能力・専門活用型インターンシップ）及びタイプ4（高度専門型インターンシップ（試行））のうち、大学生等が県内の中小企業等及び連合体において実務を経験することをいう。

(5) 仕事体験

大学生等が県内の中小企業等及び連合体において実務を経験すること（第4号に定めるものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する中小企業等及び連合体とする。

(1) 福島県内に事業所を有すること。

(2) 「『感働！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイトに企業登録を行っていること。

(3) 福島県税に未納がないこと。

(4) 役員等（事業主が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、事業主が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 県が行う周知広報活動や「『感働！ふくしま』プロジェクト」をはじめとした各種事業に協力できること。

(補助金の交付の対象事業)

第4条 補助金は、インターンシップ及び仕事体験の実施を通じて、県内外の大学生等が県内企業及び県内で働くことに対する理解促進を図ることを目的に、補助対象者がインターンシップや仕事体験への大学生等の参加促進を図るための取組を実施する場合又はインターンシップや仕事体験を実施するために新たにプログラムを作成する場合若しく

は既存プログラムの見直しを実施する場合に交付するものとし、補助金の交付の対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が福島県内の事業所において実施する次の事業とする。

- (1) 大学生等の参加費負担軽減事業
- (2) プログラム新規作成・改善事業

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額については、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号－1）
- (2) 申請額算出内訳書（様式第1号－2）
- (3) 事業収支予算書（様式第1号－3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象者は、交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、その他必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の可否について補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第8条 交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者が交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日以内に、知事に補助金交付申請取下げ書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容（次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。）及びこれに付された条件その他この要綱に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途に使用してはならない。

（計画の変更の承認）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、次のとおりとする。

- (1) 補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更
- (2) 第5条により交付決定された補助金の額に影響を及ぼさない範囲内の、補助対象経費総額の20%以内の減額

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、知事に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第14条 補助事業者が事業の実績報告をしようとするときは、事業実績報告書（様式第5号）及び次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 実績報告書（様式第5号－1）
- (2) 実績額算出内訳書（様式第5号－2）
- (3) 事業収支決算（見込）書（様式第5号－3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の3月末のいずれか早い日までに、事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、事業実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は前条の報告を受けた日から30日以内に報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとし、その報告に係る補助事業の実施成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第16条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、補助金交付請求書（様式第7号）により知事に対して補助金の支払いを請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助金の交付を受けた者は、実績報告時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、返還命令書（様式第9号）により当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の取消等)

第18条 知事は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助

金を交付せず若しくは減額し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることがある。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したと認められるとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 補助事業の変更若しくは中止又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

2 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定に準用する。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第15条の通知を受けた日から、5年間保存しなければならない。

(所掌)

第20条 この要綱に関する事務は、商工労働部商工労働総室雇用労政課において所掌する。

(その他必要な事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月7日から施行する。